

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（建屋内 R0 処理水移送配管の追設）に係る面談
2. 日時：令和 5 年 6 月 8 日（金）13 時 30 分～15 時 00 分
3. 場所：原子力規制庁 6 階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、新井安全審査官、椎名係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当 2 名（Web 会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当 4 名（Web 会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（建屋内 R0 処理水移送配管の追設）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に以下のコメント等を伝えた。

- 本年 5 月 19 日の面談で伝えたとおり、まとめ資料に CST 移送ポンプの揚程など設備の仕様とその設定根拠を示すこと。
- 「Ⅱ 8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」について、発生する固体廃棄物の一覧に 2023 年度の固体廃棄物保管管理計画に基づいた分類を追記すること。
- まとめ資料に、実施計画が引用されているだけの項目について、今回の申請内容に照らして、それを達成するための具体的な設計や措置を説明すること。特に参考資料(1)に追記した 1. (1) d. 項について、詳細を記載すること。
- 本変更認可申請の内容が、敷地境界における実効線量に与える影響程度を説明すること。
- 配管追設工事時のみの対応方針が記載されている事項について、通常稼働時及び検査・メンテナンス時のそれぞれの場合についても説明すること。
- 「Ⅱ 14. ⑨検査可能性に対する設計上の考慮」には確認項目ではなく、分解の点検ができるなどの検査可能性を説明すること。また、上記の確認項目は、「Ⅷ 実施計画に係る検査の受検」に記載すること。

○東京電力ホールディングス株式会社より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（建屋内

R O処理水移送配管の追設

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表(案件：建屋内R O処理水移送配管の追設)

(参考)

福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会（令和5年05月19日）

<https://www2.nra.go.jp/disclosure/meeting/FAM/140003093.html>

以上